

議案第50号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準の改正等に伴い、指定児童発達支援事業所における従業者の配置及び設備の基  
準を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「若しくは」を「、」に改め、同項中「同じ。）」の次に「若しくは  
認証保育所（法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都  
が認証したものをいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」  
を加え、同条第4項中「若しくは」を「、」に改め、「家庭的保育事業所等」の次に  
「若しくは認証保育所」を加える。

第10条第4項ただし書中「社会福祉施設」の次に「又はこれに類する施設として  
規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。